

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

【平成21年度 地域福祉計画 目標事業評価調書】

健康福祉部 地域福祉課

【評価区分について】

- 達成 目標(特に数値目標を設定した事業)に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合に、それに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更(計画自体の変更も含む)したもの(見直しや廃止も含む)
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

清瀬市保健福祉総合計画 点検評価等推進体制

1. 清瀬市保健福祉総合計画の総合評価を行う「清瀬市地域福祉推進協議会」の開催は、8月末と3月末を予定しています。
2. そのため、各分野別の委員会は、7月までに開催し、それぞれ委員長の承認をとっていただきます。

評価機関	平成22年度 開催計画											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域福祉推進協議会					◎							◎
	地域福祉計画及び個別計画の総合実績評価											
健康センター運営協議会				★								★
	健康増進計画の実績評価											
児童センター運営協議会				★								★
	次世代行動計画の実績評価											
自立支援協議会					★				★			★
	障害者計画の実績評価											
高齢者等の健康づくり 介護予防推進委員会		★		★			★					★
	高齢者計画の実績評価											

《計画の評価の流れ》

①内部評価	【健康福祉部・子ども家庭部 計画推進連絡会で協議】 「計画の進捗状況の点検」、「評価技法の研究等」、「分野別評価機関での検討」ほか
②分野別評価	【分野別協議会で協議】 「目標事業評価調書」を作成し、分野別協議会に提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承
③総合評価	【清瀬市地域福祉推進協議会で協議】 地域福祉計画の「目標事業評価調書」を作成し提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 分野別協議会です承された個別計画の「目標事業評価調書」を提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 清瀬市保健福祉総合計画全体の「目標事業評価調書」を決定
④計画の公表	市のホームページ及び各課の窓口で「目標事業評価調書」を公開

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
 ≪ 地域福祉計画 ≫

No. 1

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
1. 相談支援・情報提供体制の充実				
(1) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実・PR ・地域や市民同士の相談体制 ・職員資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・きよせ信愛地域包括支援センターの開設 平成21年4月(清瀬市、社協に続き3か所目) ②子どもの発達支援交流センター「とことこ」 <ul style="list-style-type: none"> ・相談部門:平成21年6月開始 ・発達支援部門:平成21年9月開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「開設した相談窓口の充実を図るとともに、引き続き、相談窓口のPRを充実していくために、市報や社協だより、包括だよりなどの広報誌、また、市内で開催される催し物等の機会を活用して相談窓口の情報を市民に広げていく。 ・増加する児童虐待への対応を強化するため、子ども家庭支援センターの相談支援体制の強化を図る。 ・各課相談担当職員の研修機会の充実を図る。 	継続
(2) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の充実 ・第三者評価の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険サービス事業者ガイドブック <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年6月発行 65歳以上の高齢者のいる世帯 約12,000部 ②健康まつり、敬老大会、民協・老人クラブ定例会 その他様々な活動場所で情報提供を実施 ③第三者評価受審事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム受審費用の助成 2か所:虹の家、ゆうゆ 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各課の窓口、公共施設にパンフ等を配置するとともに、市報、HP、出前講座、会議、講演会等の場を活用して情報提供の充実を図っていく。 	継続
2. 権利擁護の充実				
(1) 権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度推進機関の設置 ・消費者被害・高齢者虐待等に関する意識の普及啓発 ・相談窓口等のPR ・連携体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護センター「あいねっと」 平成21年4月から成年後見制度推進機関として運用スタート <ul style="list-style-type: none"> ・市民成年後見人の育成 ・権利擁護セミナーの開催 ・後見人懇談会や成年後見活用講座の開催 ・事例検討会の実施 ②高齢者虐待パンフの作成と配布(地域包括) ③消費者被害の防止等 地域包括支援センター、権利擁護センター 消費生活センターが連携して成年後見制度 消費者被害等の講演会を開催 ④児童虐待への対応 四者協地区連絡協議会による連携の強化 平成21年8月3日開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、権利擁護に関する機関(権利擁護センター、地域包括支援センター、消費生活センター、警察等)が連携・協力して高齢者、障害者の権利を守る取組みを推進していく。 ・市役所及び関係機関、市内福祉施設との協議を重ね、高齢者虐待、児童虐待、消費者被害等が発生した場合の対応方法を周知徹底していく。 	継続

次のページ(No. 2)に記載

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 2

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり(No. 1の続き)

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
3. 苦情解決の仕組みの推進				
(1) 苦情解決の仕組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談窓口等のPR ・苦情や利用者の声を反映させやすい仕組みの充実 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①健康福祉部・子ども家庭部内の協議 ・利用者に不利益にならないよう、親切的な対応を心がける窓口とするよう協議を実施 ②相談窓口の明確化と連携の強化 ・地域包括支援センター、消費生活センター、権利擁護センター、子ども家庭支援センター、高齢支援課、障害福祉課、生活福祉課などの相談窓口のPRを推進するとともに、お互いの連携を重視し、市民の苦情相談等をたらい回ししないような体制づくりを進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市役所内の福祉サービス提供関係各課と苦情対応窓口の充実に向け取り組みを推進する。 ・福祉サービスに関する苦情や利用者の声、要望をしっかりと受け止め、市民サービスの向上を目指して取り組んでいく。 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

社会経済情勢や福祉サービスの内容等の急激な変化、また、高齢化の進展、地域のつながりや家族関係の希薄化により、地域では様々な悩みや問題を抱えている人々が増加しています。このような中、本節では身近な地域で「気軽に相談ができる」、「自分にあったわかりやすい、必要な情報が入手できる環境の整備」、「市民の多くの意見や要望を取り入れてサービスの質を高めていく取り組み」を目標に掲げています。

平成21年度は、第3番目の地域包括支援センターを開設し、高齢者への相談支援体制を整備・充実しました。また、6月には「清瀬市子どもの発達支援・交流センターとことこ」をオープンし、心身の発達に遅れや偏りのある子どもや、何らかの問題を持つ子どもの相談・訓練指導を通して成長・発達を援助する取り組みを進めています。その他にも、権利擁護センター機能の拡充、児童虐待や高齢者虐待、消費者被害の防止への積極的な取り組みを進めるとともに、福祉サービスの情報提供についても、市報やHPだけではなく、講演会や出前講座、団体の集まり、イベントなどあらゆる機会を活用するよう心がけて実施しました。

平成22年度以降についても、継続して推進していくとともに、市民の方々からのご意見を伺いながらより良い仕組みづくりを進めていきます。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 3

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第2節 福祉サービスの充実のために

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
1. 市の福祉サービスの基盤の充実				
(1) 市の福祉サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上 ・社会福祉援助の専門性や体制の強化 ・経験やノウハウの共通の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉総合システム導入に向けての検討 <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上、事務の負担軽減等を目的としたシステム導入の検討に向けた情報収集を実施 ②庁内の保健福祉部門に専門職を配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(主任ケアマネ、保健師、社会福祉士) ・高齢支援課(社会福祉士、介護認定調査員) ・障害福祉課(精神福祉士) ・生活福祉課(社会福祉士、精神福祉士) ・健康推進課(保健師・看護師、管理栄養士) ③総合的な支援体制による福祉サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部・子ども家庭部計画推進連絡会を平成21年4月から設置し、計画に掲げた市民サービス事業の充実に向けた協議を継続して進め、保健福祉サービスの向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年6月に「福祉総合システム導入検討部会」を設置 ・関係各課の課長、係長、実務担当者により市民サービスの向上を図っていくための検討を行っており今後も継続して協議していく。 ・各課に配属されている専門職間の連携を深めるため現在も実施している専門職連絡会議を継続し、レベルアップを図っていく。 ・今後も専門職の配置についての充実を図っていく。 	継続
2. 社会福祉協議会活動の促進				
(1) 社会福祉協議会活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の強化 ・地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動計画との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画策定委員会に行政代表として参加、地域福祉計画との整合性を図った。(平成22年3月に策定) ②サロン等の情報収集事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と地域福祉課が中心となり、社会事業大学の学生、民生・児童委員、地区福祉員、ふれあい協力員など地域福祉を推進する人たちが「サロンレンジャー」として市内各地で展開されているサロン等の情報収集を実施した。 ③社会福祉協議会への支援や連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成・支援、地域包括支援センター、権利擁護センターとのネットワーク化の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画と地域福祉活動計画が連動して、地域福祉の推進が図れるよう、計画に掲げた目標の確実な遂行に向けて取り組んでいく。 ・サロンレンジャーが収集した情報を整理し、今後マップ等の冊子を作成し、多くの市民に情報提供していくよう継続して取組みを進める。 ・「コミュニティプラザ ひまわり」が、社協の新たな拠点となったことから、これまで以上に市と社協、ボランティアグループ、市民と連携・協力しながら、地域福祉活動を活発化させていくよう取組みを推進していく。 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

次のページ(NO4)に記載

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 4

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第2節 福祉サービスの充実のために(No. 3 の続き)

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
3. 多様なサービスが地域で育つ環境づくり				
(1) 福祉サービス事業の育成支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者との連携の強化 ・福祉サービスを提供するNPO等の育成支援 ・第三者評価等によるサービスの質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者間の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者連絡会及び施設連絡会 各1回 ・ケアマネット清瀬(ケアマネ連絡会) 6回 ・ケアパレット(ヘルパー連絡会) 8回 ②NPO団体等への助成・支援を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ・老人クラブ連合会の活動を育成支援するために、事業に応じて市職員を派遣 ・シルバー人材センター及びNPO法人等の事業運営費の一部助成を毎年実施 ③サービスの質の向上に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者・従事者との連携と支援 ・事業者連絡会等の定期的な開催 ・保険者機能の充実、適正化への取り組み ・東京都と連携した実地指導の実施 8件 ・市単独による実地指導の実施 10件 ④認知症高齢者GH2か所への受審費支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆ、虹の家 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者連絡会などを開催しながら、事業者への育成支援を進めるとともに、行政との連携を図っていく。 ・引き続き、東京都や近隣市などとも連携しながら事業者の適正なサービス提供に向けて相談・指導等を充実していく。 ・引き続き、福祉サービスを提供するNPOや地域福祉活動団体の育成支援を図るため、運営費の一部助成や職員派遣等を推進する。 ・引き続き、福祉サービスの質の向上に向けて第三者評価の受審費用の支援を推進する。 	継続
(2) 福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成 ・若い世代、団塊世代等への呼びかけ ・大学との連携 ・保健福祉をテーマとした生涯学習環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアの人材育成・活動支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ボランティアセンター事業への助成 ・研修会・講集会の実施(社協) 手話講習会、傾聴ボランティア養成講座 夏！体験ボランティア、高齢者男性料理教室 市民向け災害講座、市民活動団体応援講座 はじめての方のためのボランティア講座ほか ②きよせ介護サポーター事業の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ※サポーター登録数 134名 (目標170名) ※サポーター受入登録機関 30施設 ③実習生の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ※毎年実習生を受け入れ福祉人材を育成 ・日本社会事業大学、国立看護大学校 明治薬科大学等 ④健康大学(医師会・歯科医師会・大学との連携) <ul style="list-style-type: none"> 10回開催 参加者数 約100名(1回あたり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの団塊の世代が、地域福祉の担い手となるようボランティアセンター、市民活動センターが中心となり、講座やイベントを開催していく。 市は、社協と連携・協力して引き続き各種団体への助成支援を行う。 ・引き続き目標である高齢者人口の1%(170名)の達成に向けて、PR活動や研修、アンケート調査等を実施し、福祉人材の確保に取り組んでいく。 ・多くの若い世代の地域参加や福祉人材の育成を推進していくため、大学との連携を大切にしていく。 ・引き続き健康大学の開催を通じて、ボランティアの育成や大学や医師会との連携を更に強化していく。 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

市民が身近な地域で安心して福祉サービスや支援が受けられる環境づくりを推進していくためには、市役所と社会福祉協議会との連携体制を軸に、各分野のサービス事業者、ボランティア団体・個人、NPO法人、大学、地域住民などの様々な人々とのつながりを強化していくことが必要です。

市では現在、市民サービスの向上に向けた「福祉総合システムの導入検討部会」を設置し、市民サービスの向上、事務の負担軽減等についてのメリット・デメリットの比較検討作業を進めています。

また、21年3月に策定した「清瀬市地域福祉計画」と、22年3月に策定した「清瀬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とが連動し、計画に掲げた目標実現に向けて、サロン等の情報提供方法の検討、地域懇談会への参加、ボランティアの人材育成や支援、権利擁護センターや地域包括支援センターとのネットワーク化の推進など一緒に取り組んでいます。

また、22年7月から、「コミュニティプラザ・ひまわり」に社会福祉協議会が移転し、清瀬市の地域福祉活動の拠点となったことから、市・社協・ボランティア・市民等が一体となって地域福祉を推進していくような体制づくりを目指します。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 5

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
1. 小地域における地域福祉活動				
(1) お隣同士の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町会等における地域福祉活動の促進 ・地域で顔見知りになる機会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ①ふれあい協力員、民生・児童委員、自治会、町会等の「声かけ・見守り活動」による地域の支え合い活動を推進 ※高齢者ふれあいネットワーク事業(高齢) ②市、警察、PTA、保護者の会と地域が連携し安心して子育てできる環境づくり ※学校区パトロール、夜間パトロール 地域安全市民パトロール等(子育て) ③サロンレンジャーによる地域への訪問調査 ・サロン等の情報収集を行うため、地域福祉の担い手や学生と一緒に、地域のサロンを訪問し、地域の現状把握とつながりを深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展により、地域の中では認知症高齢者の増加や孤独死の問題が課題となっているため、更に高齢者ふれあいネットワーク事業の充実を図る。 ・今後も市、地域、関係機関、家庭が一体になって子どもの安全を守る活動や犯罪防止に向けた地域福祉活動を進めていく。 ・前年度に実施した訪問調査をきっかけに、地域活動への参加や協力、地域のつながりを深めていく取組であるサロンレンジャー事業を継続して進める。 	継続
(2) 手助けできること、手助けして欲しいことをつなぐ仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに助け合う仕組みへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①市の地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画を社協が策定し、22年度からの具体的な取組みについて協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに助け合う仕組みづくりを進めるため、社協と連携して地域懇談会での意見交換を実施し、現在の問題点や課題は何か、また、地域内の助け合いのアイデアを出し合い、検討・協議を行っていく。 	継続
(3) 地域のサロン・集いの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり ・ストックを活用した小規模福祉施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①サロン等の情報収集事業を実施 ・市と社協が事務局となり、21年7月より開始清瀬市内のサロン等の集いの場について、情報を一元的に収集・整理する取組み 日本社会事業大学、民生・児童委員 ふれあい協力員、地区福祉員等 78名 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集したサロン情報を、多くの市民に(仮)サロンマップとして提供し、閉じこもり予防や地域交流、活性化に役立てていく。 ・更に、新たなサロン設置に向けて、市、社協、地域住民、その他地域福祉の担い手と協力して、集いの場づくりを進めていく。 	継続
(4) 福祉関連イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・交流のきっかけづくり ・市民と協働によるイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ①出前講座、生涯学習、ボランティア講習会 介護予防教室等を実施し、地域交流を推進 ②ボランティア・ネットワークの輪・話・和・わっはひん きよせの実施(社協) ・ボランティア・市民活動の見本市 ・ボランティア・市民活動の交流会 ・ボランティアと市民をつなぐ集い 3月21日 児童センター 参加団体 52団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域福祉課、高齢支援課、障害福祉課 生涯スポーツ課、社会福祉協議会との連携を深め地域交流を推進する事業の充実を図る。 ・平成22年7月3日にオープンした「コミュニティプラザ・ひまわり」の福祉活動拠点を最大限に活用し、地域活性化に向けた取り組みを推進していく。 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

次ページ(NO6)記載

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 6

基本目標	第2章 地域福祉計画の基本施策
基本施策	第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を (No. 5 の続き)

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
2. ボランティア、NPO団体等の活動への支援				
(1) 市民の自主活動の支援及び拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・両センターの一体的な運営に向けた取組み ・地域福祉の橋渡し役の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアセンターのあり方(報告書)(社協) ※平成22年1月発行 ボランティアセンター、市民活動センターの現状の課題整理と今後の進めべき方向性、役割を明確化 ② ボランティアコーディネーター研修会(社協) ※平成21年6月30日 小平社会福祉会館 参加者 44名 ・近隣のボランティアセンターが連携、福祉施設ボランティアコーディネーターのスキルアップ研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のボランティアセンター、市の市民活動センターの一体的な運営に向けた取組みを実現していくため、昨年度発行した「ボランティアセンターあり方(報告書)」に沿って、ボランティアセンター運営委員会で検討・協議を進めていく。 (年6回開催 委員構成12名) ・ボランティアと市民をつなぐ集いの開催 ネットワークづくり、市民周知のイベントの開催 (年1回 3月予定) ・新たな担い手の育成や活動・仲間づくりの講習会等の開催 はじめての方のためのボランティア講座(年2回) 手話講習会(中級コース、通訳者養成) (全25回、30回) 男性料理教室(年10回) 災害ボランティア講座(全3回) 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスを充実するとともに、地域住民同士の助け合い、ボランティア、NPO団体等の力を活かしていく仕組みを整備していく必要があります。高齢化が急激に進んでいる本市においては、認知症高齢者対策、孤独死対策として「声かけ・見守り活動」を、ボランティアであるふれあい協力員と民生・児童委員、そして市内の病院や診療所、郵便局、新聞配達所等のふれあい協力機関の協力のもと、「高齢者ふれあいネットワーク事業」を推進しています。

この他にも、子どもたちや障害者の方々などが、地域の中で安心して楽しく生活が送れるよう、みんなが助け合い、支え合うネットワークづくりを市役所、社会福祉協議会が中心となって進めており、引き続き、ボランティア・NPO団体等の育成、活動支援、そして、ボランティアへの関心が深まり、参加しやすい、わかりやすい仕組みとなるよう、ボランティアセンターと市民活動センターの一体的な運営に向けて取り組んでいきます。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 7

基本目標	第3章 地域福祉を推進するために
基本施策	第1節 総合的な地域福祉の展開

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
1. 安心・安全なまちづくり				
(1)地域の防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)災害時要援護者対策連絡会の設置 ・要援護者の把握 ・地域での支援体制づくり 	①(仮)災害時要援護者対策連絡会の設置に向けて、「健康福祉部・子ども家庭部内部PT」を設置し、基本的な事項を検討し、3月災害時要援護者対策検討結果報告書を作成	・検討結果報告書を受け、今後、(仮)災害時要援護者対策連絡会を設置し、具体的な支援策を検討し、関係機関・団体との協力体制を構築していく。	継続
(2)防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動 ・関係機関との連携による啓発活動 	①振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、警察との連携により、民生・児童委員の定例会や、権利擁護センター開催の講演会等において防止啓発活動を開催した。	・引き続き、定期的な啓発活動を展開するとともに警察、消費生活センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等との連携体制を構築し、市民が被害に遭わないような取組みを進める。	継続
(3)消費者啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターとの連携による啓発活動 	①認知症高齢者、知的障害者等が被害に遭わないよう、民生・児童委員、権利擁護センター地域包括支援センターが、消費生活センターと連携し、会議への出席、情報提供、相談支援等の協力体制を強化した。	・高齢化が更に進展しているため、これまで以上の連携・協力関係を構築していくよう進める。	継続
(4)バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・移転のバリアフリー ・情報のバリアフリー ・心のバリアフリー 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者、障害者などの市民が、安全・安心して歩行できる環境を整備(中里三丁目地内) ②高齢者・障害者への情報提供の充実 ③偏見や差別、理解不足などをなくすまちづくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の多い当市の実情を踏まえ、引き続き、バリアフリー工事を年次的に推進する。 ・高齢者、障害者の悩み事や要望を受け止め、安心・安全に生活が送れるよう様々な試みを実施する。 	継続
2. 社会のニーズに対応した地域福祉の推進				
(1)社会のニーズに対応した地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援 ・子育て支援 ・障害者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①民生・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」への協力と支援を実施。75歳以上ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯への訪問。緊急対応カードのリスト化 ②認知症サポーター養成講座を開催 28回開催 748名のサポーター誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化した地域の中で、課題となっている認知症、孤独死、引きこもり、育児ストレス等の対応を進めていくため、引き続きネットワークづくり、助け合い活動等の強化に取り組む。 ・「声かけ・見守り活動」の強化、子育て広場等の充実認知症サポーター養成講座の推進(学校、市役所等) 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

高齢化の進んでいる本市にとって、高齢者の方々への防災対策、防犯対策、消費者被害対策など、安心・安全なまちづくりの推進は重要です。平成18年10月から民生・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の取組みとして、高齢者世帯の個別訪問を現在まで継続して進めており、この情報を有効に活用していくよう、平成21年4月から「健康福祉部・子ども家庭部内部PT」を設置し基本的事項を整理しました、今後、(仮)災害時要援護者対策連絡会を立ち上げ、警察や消防署、関係機関・団体等との連携体制を構築し、避難支援プランの全体計画、個別計画の策定を進めていきます。

また、消費者被害や交通事故の防止、増え続ける認知症高齢者対策、児童虐待対策や子育て支援策など、複雑多様化する地域の課題に対応できるような協力体制を構築していくよう、引き続き、総合的なネットワークづくりを、市民の方々の協力をいただきながら推進していきます。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書
《 地域福祉計画 》

No. 8

基本目標	第3章 地域福祉を推進するために
基本施策	第2節 市民との連携・協働

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成22年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
1. 各世代の力を地域福祉の推進に				
(1)各世代の力を地域福祉の推進に	<ul style="list-style-type: none"> ・活気あるまちづくり ・世代間交流の場 ・若い世代への支援 ・地域福祉の橋渡し役の充実 ・市民一人ひとりの役割 	<p>①サロン等の情報収集事業を実施(再掲) 本事業は若い世代(日本社会事業大学)と地域福祉推進の担い手(民生・児童委員、ふれあい協力員、地区福祉員、社協等)との協力により進めており、この結果、世代間交流、地域交流、地域の活性化づくりのきっかけづくりとなった。</p>	<p>・22年度以降も引き続き、多世交流を進めていくとともに、サロン情報の提供や集いの場の充実、地域交流の推進などを図っていくため、市と社協が連携して活気あるまちづくりを推進していく。</p>	継続
2. ボランティア・NPOの力を地域福祉の推進に				
(1)ボランティア・NPOの力を地域福祉の推進に	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPOの認識を深める ・市民や地域に対するボランティア・NPOに関する情報提供 ・ボランティアやNPOへの活動支援 	<p>①社協のボランティアセンター運営委員会を中心に、事業の企画、評価、今後のあり方について審議・検討(報告書の発行 22年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動:情報紙「きよボラ発」4月から毎月 ・市報、社協だより、HPに講座、募集情報の発信 ・地域団体との連携・協働イベント開催 ボランティア・市民活動の見本市 12月、1月交流会(1月30日)、つなぐ会(3月21日) 	<p>・引き続き、ボランティアセンター運営委員会においてあり方報告書に沿ってボランティア・市民活動の充実活性化を図ると同時に、行政、各関係機関との連携と協働を深め、積極的な事業展開を目指していく。</p>	継続
3. 地域福祉活動者との連携の強化				
(1)地域福祉活動者との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者ふれあいネットワーク事業の充実「声かけ・見守り活動」の輪を拡大するPR等 ②サロン等の情報収集事業による地域福祉活動の担い手同士のつながりの強化(再掲) ③各分野のネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワークの構築(清瀬市、社協、信愛、清雅、民生・児童委員等) ・虐待防止ネットワークの構築(要保護児童対策地域協議会の強化) ・子育て支援ネットワークの構築(子育てひろばフェスタの継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「声かけ・見守り活動」の充実に向けた取組みを推進するため、ブロック連絡会の開催回数や勉強会の実施、更にふれあいの輪を広げるよう、自治会や商店街、その他の地域福祉活動者への呼び掛けなども強化していく。 ・サロン事業の継続実施による地域のつながりを深めていく取組みの推進 ・引き続き、高齢者、障害者、子ども分野の支援ネットワークの充実に向けて取り組んでいく。 	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

現在、地域では少子高齢化や核家族化が進行し、近隣との付き合い方も難しくなっている状況の中で、悩みを抱えながら閉じこもりがちになっている高齢者、障害を持つ人、子育て家庭などが増えており、その課題解決や支援のためには本節の施策目標を着実に実現していくことが必要です。

21年7月からスタートしたサロン等の情報収集事業は、情報を一元的に収集・整理することのほかに、若い世代、地域福祉の担い手、社協、市役所などのメンバーが協力して、市内のサロン等の開催場所を訪問し、運営している人、利用している人と情報交換することなどを通じ、若い世代、地域の高齢者、ボランティアの人たちと顔見知りになったり、つながりをつくるための「きっかけづくり」としてスタートしました。

今後も、この事業を継続し、サロン情報の提供方法や地域とのつながりを強めていく仕組みづくりを進めていくとともに、ボランティア・NPOとの連携体制の構築、また、各分野における地域福祉活動者とのネットワークの充実に向けて、引き続き、市と社会福祉協議会が中心となって、市民の方との連携・協働によるまちづくりを推進していきます。